

滋賀県リサイクル製品認定申請書記入要領

- 申請は、製品単位で行ってください。
- 新規・更新の別を、○囲みしてください。

以下、項目ごとの記入要領により、申請書を記入してください。

◇ 申請者

製品を製造加工している事業者の住所・氏名等を記入してください。

併せて担当者名および連絡先（電話番号、メールアドレス等）を、記入してください。

※プライベートブランド商品の場合、製造の委託を受けている事業者（受託者）が申請者になります。

1 品目名

滋賀県リサイクル製品利用促進要綱別表「滋賀県リサイクル製品品質基準」のうち、「滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率」に品目（製品例）を示しているものについては、当該名称を記入してください。

該当するものがない場合は、できるだけわかりやすく、一般に通用している名称を記入してください。

2 製品名

一般名称ではなく、製品のブランド名を記入してください。

3 販売価格

製品の販売価格を記入してください。

荷姿ごとに設定している場合は、それぞれ記入するか、もしくはその他審査に必要な書類として一覧表等を添付してください。

4 年間生産（販売）予定量

前年度までの実績をもとに、申請年度の見込みを記入してください。

※ 量の単位（個、t、ℓ等）も併せて記入してください。

（例 1,000 個、150t、100ℓなど）

5 製造加工場

所在地は滋賀県から番地まですべて記入してください。

※ 加工・製造等の一部がやむなく滋賀県外である場合は、その所在地を 都道府県名から番地まで併せて記入してください。

6 販売場所

販売店等を具体的に記入してください。

※ 市販されない場合は、認定できません。

7 販売開始（予定）日

当該製品の販売開始年月日を記入してください。

※ 滋賀県リサイクル認定製品としての販売日ではなく、当該製品自体の販売日を記入してください。

8 製品のサイズ・重量等

製品の縦、横、高さ、重量、容量等について、実際に販売または納品する際の数値を記入してください。

※ 単位（横、高さ、重量、容量等）も併せて記入してください。

（例 横 50cm×高さ 20cm、重量 1kg、100ℓなど）

9 製品の原材料等となる循環資源の状況

○名称

製品に使用している循環資源（廃棄物等）が、滋賀県リサイクル製品利用促進要綱別表「滋賀県リサイクル製品品質基準」のうち、「滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率」に記載されているものについては、当該名称を記入してください。

該当するものがない場合は、できるだけわかりやすく、一般に通用している名称を記入してください。

また、製品に使用している循環資源（廃棄物等）が複数あるときは、使用割合の高い順から、循環資源ごとにすべて記入してください。

○発生場所

特定の場所から発生しているものであれば、滋賀県から番地まで記入してください。

○入手先の住所および名称

特定の入手先から仕入れ等をしているときは、入手先の住所および名称を記入してください。

○入手方法

購入、無償で入手、廃棄物の処理として引き取っている等、入手方法を記入してください。

○使用割合

製品全体の重量に対する循環資源の重量割合を%で記入してください。

○その他参考

製品の原料（材料）について、滋賀県リサイクル製品利用促進要綱別表「滋賀県リサイクル製品品質基準」のうち「滋賀県リサイクル認定製品循環資源使用率」に循環資源を示しているもの以外の原料（材料）を使用している場合は、具体的に記入してください。

10 製品の主な使用実績

施工事例を記載する場合は、発注者、施工場所、工事件名、施工量および施工日時等を記入してください。

11 生産販売するにあたって必要な法令

生産販売にあたって法令により許認可や届け出が必要な場合などに記入してください。

また、廃棄物処理法の業または施設の許可が必要な場合も、その旨を記入してください。

※ 必要とされる法令等の手続きを行っていない場合は、申請することはできません。

12 製品安全性の配慮

○特別管理廃棄物の使用

原材料に特別管理廃棄物の利用がないことを確認して、にチェックしてください。

特別管理廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第13号）で定めている特別管理一般廃棄物および特別管理産業廃棄物をいいます。

【特別管理廃棄物の例】

- ・ PCB を使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・ 血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物
- ・ 廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・ 廃酸（pH が 2.0 以下の廃酸）
- ・ 廃アルカリ（pH が 12.5 以上の廃アルカリ）
- ・ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物
- ・ 有害汚泥、PCB を含む廃油、PCB に汚染された廃プラスチック類、廃石綿等

○土壌の汚染に係る環境基準

申請しようとする製品が、環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していることを確認して、にチェックしてください。

○土壌汚染対策法の含有量基準

申請しようとする製品が、土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品の場合は、土壌汚染対策法第6条の含有量基準に適合していることを確認して、にチェックしてください。

○JIS A5031 および JIS A5032 中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準

原材料に熔融スラグを利用している場合のみ、日本産業規格 JIS A5031 および JIS A5032 中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していることを確認し、にチェックをしてください。

13 製品品質の規格

各規格・基準等への適合状況について該当するにチェックして、その番号等を記入してください。

また、その他準拠する基準を選択したときは、具体的に基準名を記入してください。

14 製造加工にあたっての環境保全対策の状況

環境の保全、工場等の操業等に関し遵守すべき法令の遵守状況、環境保全に対する措置内容および程度を記入してください。

※ 必要とされる法令等の手続きを行っていない場合は、申請することはできません。

15 その他参考事項

その他、申請にあたって必要な事項があれば記入してください。